消費生活相談員を募集します!!

令和6年度 三重県消費生活相談員の募集

- 1 募集人員 3 名
- 2 応募資格 次のいずれかに該当する方でパソコンの入力操作可能な方
 - ① 消費生活相談員の有資格者 (消費者安全法第10条の3第1項に規定する登録試験機関が認定したもの)
 - ② 消費生活専門相談員の有資格者((独)国民生活センター理事長認定)
 - ③ 消費生活コンサルタントの有資格者((一財)日本消費者協会認定)
 - ④ 消費生活アドバイザーの有資格者 ((一財) 日本産業協会認定)
- 3 身 分 消費生活相談員(会計年度任用職員)
- 4 勤務場所 三重県消費生活センター (三重県津市栄町1丁目 954番地 三重県栄町庁舎3階)
- 5 任用期間 任用日~令和7年3月31日(継続可)
- 6 勤務条件
 - (1) 勤務時間・日数及び休憩時間等
 - ①勤務時間 以下のいずれかを選択
 - a)8:30~17:15 (休憩 12:00~13:00 (60 分)) 実勤務時間 1 日 7 時間 45 分
 - b)8:30~17:00 の範囲内(休憩 12:00~12:45 (45 分))実勤務時間1日5時間30分
 - ※b)の勤務開始時間は8:30~10:45 までの間で任用職員の希望に応じ、任用時に定めるものとします。それに応じて勤務終了時間も定めます。
 - ②勤務日数 平日(月~金)、以下のいずれかを選択
 - a)月16日
 - b)月12日
 - ※勤務時間と勤務日数の組み合わせは、希望に応じてお申込みください。

ただし、①b) と②b) の組み合わせは募集しておりませんので、ご了承ください。

- (2) 勤務内容 消費生活及び個人情報に関する相談とあっせん業務、消費者啓発、消費生活 相談に係る市町支援等
- (3)各種保険 法令に基づき雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入

(健康保険部分は、地方職員共済組合に加入)

県の規定による公務災害補償の対象となる

- (4)報酬等 ① 7時間 45 分/日の勤務の場合 日額 9,350 円~10,650 円
 - ②5時間30分/日の勤務の場合 時間額1,200円~1,370円

期末手当・勤勉手当の支給あり(任用期間6か月以上の者に年2回、在職期間等を考慮の上支給)

通勤手当(上限)3.090円/日

(5)有給休暇 採用の日から6月間継続して勤務した後に月16日勤務の場合は7日、月12日 勤務の場合は5日の年次有給休暇を付与

- 7 申込方法 公共職業安定所 (ハローワーク) を通じてお申込みください。
- 8 申込締切 採用人員が募集人員に達し次第終了します。
- 9 選考方法 面接による
- 10 試験日 申込み受付後、本人に連絡します。
- 11 試験場所 三重県環境生活部 くらし・交通安全課 (三重県消費生活センター) 津市栄町1丁目 954番地 三重県栄町庁舎3階
- 12 申込先・問合せ先

三重県環境生活部くらし・交通安全課 消費生活センター班 担当 高安〒514-0004 津市栄町1丁目 954番地 三重県栄町庁舎 3 階電話 059-224-2400 FAX 059-224-3372